

議題 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（がん登録法）

1 改正理由

がん登録等の推進に関する法律が施行され、「全国がん登録」制度が開始されるが、県で行う審査等の事務について、行政の効率化を図るため、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「条例」という。）で定める住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用事務に、当該事務を追加するための条例の改正を行う。

2 改正内容

（1）追加する事務

がん登録等の推進に関する法律に基づく審査等に関する事務

（2）事務の概要

病院等から提出される届出対象情報についての審査及び整理（がん登録法第8条関係）、国から照会される審査等（住民異動確認）のための調査（同第10条関係）及び国から照会される死亡者情報票との照合のための調査（同法第13条関係）に住基ネットを利用し、最新の氏名及び住所情報を確認する。

※現在ある、健康増進法及びがん対策基本法に基づくがん登録に関する事務（地域がん登録、条例別表第一第十二号）とは根拠法令や目的が違うことから新規の事務となる。

3 住基ネットの利用について

（1）住基ネットを利用する所属及び操作者

健康福祉部健康づくり支援課の職員

（2）住基ネット利用件数（見込み）

○病院等から提出される届出対象情報についての審査及び整理

年間 1,000 件程度

※届出対象情報は年間数万件規模の提出が見込まれる。（任意の届出である地域がん登録では、年間約4万件程度の患者情報の提供がある。）その内患者の同定を行う見込数

○国からの調査依頼に基づく利用 年間 500 件程度

（3）端末機の利用

市町村課の端末機

※本件事務の追加による新たな端末機の設置は行わない。なお、一括提供での検索を予定している。

4 県民からの意見募集について

平成 28 年 5 月 27 日（金）～平成 28 年 6 月 21 日（火）

5 施行日（予定）

平成 29 年 2 月 1 日

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

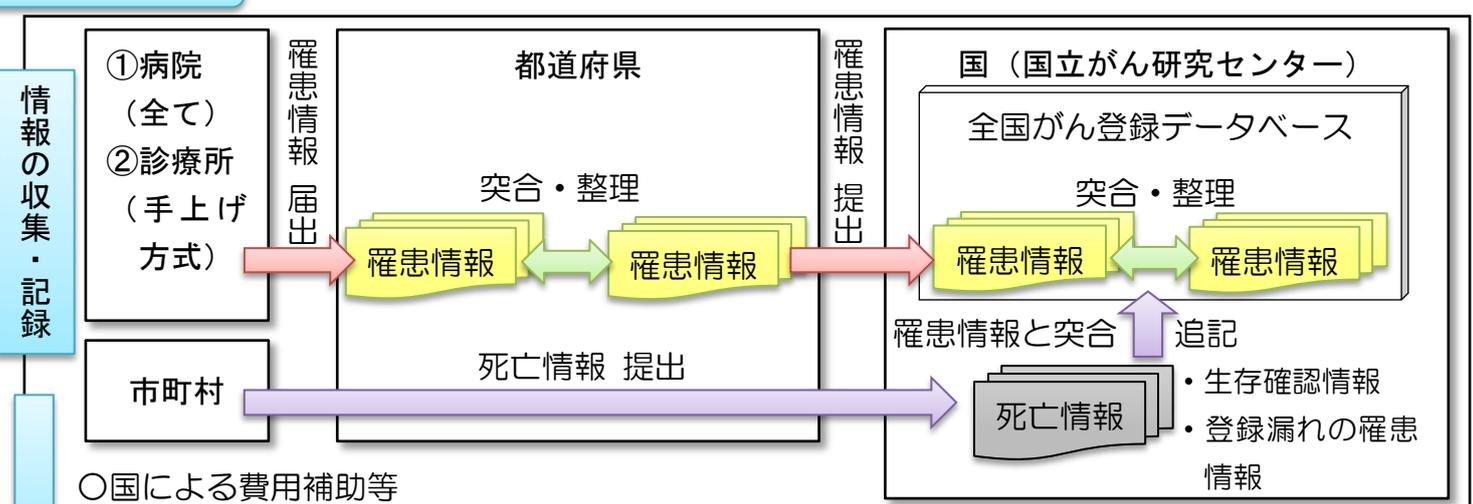
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



○国による費用補助等

利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重）
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

有識者の会議
の意見聴取

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

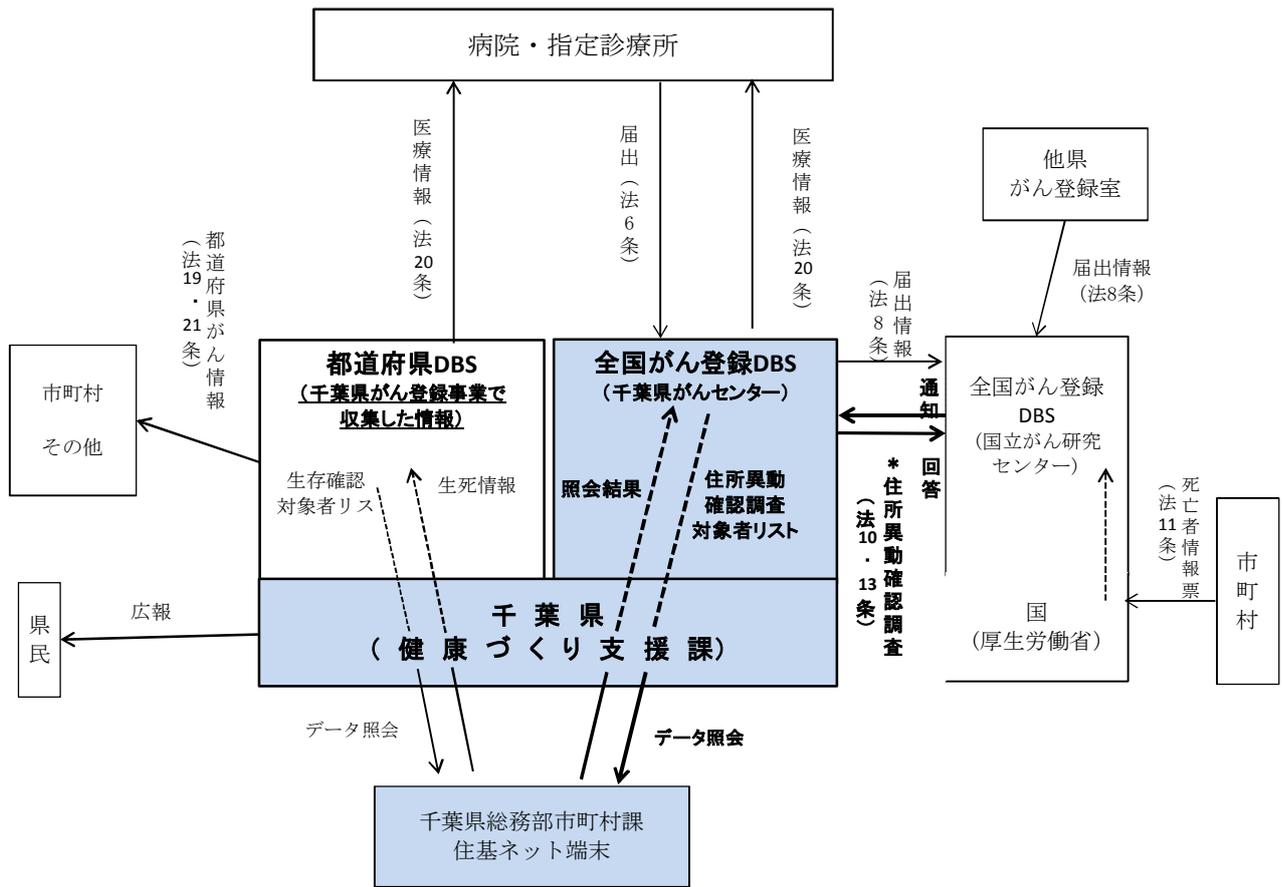
院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

全国がん登録体系図



がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

（病院等による届出）

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二～九 （略）

2～5 （略）

（都道府県知事による審査等及び提出）

第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（厚生労働大臣による審査等のための調査）

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

（死亡者情報票との照合のための調査）

第十三条 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。